



鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)

号外第47号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例(13)(県民室).....	3
	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例(14)(＃).....	7
	特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(15)(職員課).....	8
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(16)(行政経営推進課).....	11
	鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例(17)(＃).....	11
	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (18)(＃).....	14

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 実施機関(第2条関係)

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることとした。

2 個人情報取扱事務の登録(第6条関係)

(1) 個人情報取扱事務の登録を適用しない場合として、犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務を加えることとした。

(2) 公安委員会又は警察本部長は、取り扱う個人情報の項目、個人情報の収集先及び個人情報を当該公安委員会等以外のものに経常的に提供する場合におけるその提供先を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができることとした。

3 収集の制限(第7条関係)

(1) 犯罪の予防等を目的として個人情報を収集するときは、実施機関が収集してはならないとされる個人情報を例外的に収集することができることとした。

(2) 犯罪の予防等を目的として個人情報を収集するときは、実施機関が個人情報を本人以外から例外的に収集することができることとした。

4 利用及び提供の制限(第8条関係)

次の場合は、実施機関が登録簿に登録された目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができることとした。

(1) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国等に提供する場合であつて、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。

(2) 犯罪の予防等を目的として(1)に規定するもの以外のものに提供する場合であつて、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。

5 開示決定等の特例延長(第14条関係)

公安委員会又は警察本部長は、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示をするかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りること。この場合において、公安委員会又は警察本部長は、15日以内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないこととした。

ア 5を適用する旨及びその理由

イ 残りの個人情報について開示決定等をする期限

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 この条例は、公布の日から1年を超えない範囲で規則で定める日から施行することとした。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

1 開示請求をしようとする者は、県の保有する公文書の開示に係る請求書が知事以外の実施機関に係るものであるときは、当該請求書を知事に提出する方法により行うことができることとした。この場合において、知事は、提出された請求書を当該実施機関に送付するものとする事とした。（第6条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

1 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会に出席するとき等の旅行に対し応招旅費を支給することとし、その額は、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料並びに宿泊料の額とする事とした。ただし、自家用車を利用した場合は、当該路程に応じ1キロメートル当たり16円を加算することとした。（新第4条関係）

2 滞在費を廃止することとした。（旧第6条関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 次のとおり職員の定数を改めることとした。（第2条関係）

区 分	定 数	
	改 正 後	現 行
知事の事務部局の職員	3,250人	3,274人
一般会計支弁に係る職員	3,236人	3,260人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,467人	2,501人
県立学校の職員	2,200人	2,263人
県立学校の職員以外の職員	267人	238人
監査委員の事務局の職員	14人	13人
企業局の職員	84人	85人
県費負担教職員	4,258人	4,353人

2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

- 1 行政監察監の設置（第1条、新第11条関係）
行政監察監を設置するとともに、その所掌事務を定めることとした。
- 2 所掌事務の追加（第3条、第4条、第7条関係）
 - （1）総務部の所掌事務に職員の研修及び能力向上並びに公益法人に係る事務の総括に関する事項を加えることとした。
 - （2）企画部の所掌事務に男女共同参画社会に関する事項（現行 生活環境部の所掌事務）を加えることとした。
 - （3）生活環境部の所掌事務に自然公園及び景観形成の推進に関する事項（現行 文化観光局の所掌事務）並びに都市計画及び建築に関する事項（現行 県土整備部の所掌事務）を加えることとした。
- 3 所掌事務の削除（第6条関係）
福祉保健部の所掌事務から大規模な営繕（県立社会福祉施設の新築及び増築に限る。）に関する事項（施工監理に関する事項を除く。）を削除することとした。
- 4 その他
所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - （1）この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - （2）鳥取県総合事務所設置条例について所要の改正を行うこととした。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができないこととする。こととした。（第2条の2関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第13号

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 知事、教育委員会、<u>公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</u></p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号、第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（前条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 知事、教育委員会、<u>選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</u></p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（前条第3項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p>

2 略

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報収集することができる。

(1) 略

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(4) 略

(5) 犯罪の予防等を目的として収集するとき。

(6) 略

(7) 略

5 実施機関は、第3項第3号又は前項第7号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合(犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。)であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要な不可欠であると認められるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のもに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。

(7) 略

2 実施機関は、前項第7号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保

2 略

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報収集することができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(4) 略

(5) 略

(6) 略

5 実施機関は、第3項第2号又は前項第6号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6条第3項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要な不可欠であると認められるとき。

(5) 略

2 実施機関は、前項第5号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保

護審議会の意見を聴かなければならない。

3及び4 略

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を開示しない旨の決定(第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。)をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5及び6 略

7 公安委員会又は警察本部長は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、公安委員会又は警察本部長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(開示決定等に関する事案の移送)

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知

護審議会の意見を聴かなければならない。

3及び4 略

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を開示しない旨の決定(第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。)をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5及び6 略

(開示決定等に関する事案の移送)

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において第14条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に

しなければならない。

2及び3 略

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは前条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)及び(3) 略

2~8 略

対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 略

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、第14条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項第3号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)及び(3) 略

2~8 略

附 則

この条例は、公布の日から1年を超えない範囲で規則で定める日から施行する。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第14号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(開示請求の方法) 第6条 略	(開示請求の方法) 第6条 略

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書が知事以外の実施機関に係る請求書であるときは、同項の規定にかかわらず、当該請求書を知事に提出する方法により開示請求を行うことができる。この場合において、知事は、提出された請求書を当該実施機関に送付するものとする。

3 略

4 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 略

2 略

3 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第15号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる者(以下「特別職の職員」という。)の受ける旅費、<u>応招旅費その他の費用弁償(以下「旅費等」という。)</u>について定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第2条 特別職の職員が公務のため旅行(第4条第1項に規定する旅行を除く。)を<u>するとき</u>は、<u>旅費を支給する。</u></p> <p>2 特別職の職員に支給する旅費の額は、別表に定めるもののほか、<u>職員の旅費に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)</u>の例による額とする。</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。</p> <p>(応招旅費)</p> <p>第4条 議会の議員が招集に応じて次のいずれかに該当する旅行をするときは、<u>応招旅費を支給する。</u></p> <p>(1) 議会、委員会、全員協議会その他議長が開催す</p>	<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる者(以下「特別職の職員」という。)の受ける旅費その他の費用弁償及び滞在費(以下「旅費等」という。)について定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費その他の費用弁償)</p> <p>第2条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、次の各号に掲げる旅費を支給する。</p> <p>(1) 内国旅行(本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。)における旅行をいう。)については、別表に定める旅費</p> <p>(2) 外国旅行(本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。)については、<u>国家公務員の例による旅費</u></p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条 第2条に定めるものの外、特別職の職員の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。</p> <p>第5条 <u>旅費の外、特別職の職員が、職務を行うため要した費用は、弁償するものとする。</u></p> <p>第6条 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会(以下「議会等」という。)に出席するため滞在する場合は、その招集に応じた日から議会等の会期の終了日までの間における次に掲げる日1日につき、当該議会等の会議が開かれる場所(以下「会議場所」という。)から8キロメートル未満の地域に居住する者にとっては8,200円、会議場所から8キロメートル以上50キロメートル未満の地域に居住する者にとっては1万2,200円、会議場所から50キロメートル以上の地域に居住する者にとっては1万6,300円の滞在費を支給する。ただし、滞在費を支給する場合には、<u>旅費は支給しない。</u></p> <p>(1) 議会等に出席した日</p>

る会議（以下「議会等」という。）に出席するとき。

(2) 議会の会期中の議会等が開かれない日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に議案調査等のために登庁するとき。

2 議会の議員に支給する応招旅費の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金の額並びに別表に定める宿泊料の額の合計額とする。ただし、自家用自動車を利用した場合は、当該路程に応じ1キロメートル当たり16円を加算するものとする。

第5条 前条に定めるもののほか、応招旅費の支給に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（費用弁償）

第6条 旅費及び応招旅費のほか、特別職の職員が職務を行うため要した費用は、弁償するものとする。

（実施規定）

第7条 略

別表（第1条、第2条、第4条関係）

略

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 議会等が開かれない日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）のうち、議案調査等のために登庁した日

第7条 前条に定めるもののほか、滞在費の支給に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（実施規定）

第8条 略

別表（第1条、第2条関係）

略

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(以下「支給規程」という。)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で支給規程第15条で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第16号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成 6年鳥取県条例第 4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（定数） 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 （ 1 ） 知事の事務部局の職員 <u>3,250人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,236人</u> イ 略 （ 2 ） 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関 の職員 <u>2,467人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,200人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>267人</u> （ 3 ） 略 （ 4 ） 監査委員の事務局の職員 <u>14人</u> （ 5 ）～（ 7 ） 略 （ 8 ） 企業局の職員 <u>84人</u> （ 9 ）及び（10） 略 （11） 県費負担教職員 <u>4,258人</u> 2 略	（定数） 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 （ 1 ） 知事の事務部局の職員 <u>3,274人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,260人</u> イ 略 （ 2 ） 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関 の職員 <u>2,501人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,263人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>238人</u> （ 3 ） 略 （ 4 ） 監査委員の事務局の職員 <u>13人</u> （ 5 ）～（ 7 ） 略 （ 8 ） 企業局の職員 <u>85人</u> （ 9 ）及び（10） 略 （11） 県費負担教職員 <u>4,353人</u> 2 略

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部等設置条例（平成 6年鳥取県条例第 5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下本則において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下本則において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下本則において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下本則において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 行政監察監</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 営繕に関する事項</p> <p>(6) 職員の人事、給与及び厚生福利に関する事項</p> <p>(7) 職員の研修及び能力向上に関する事項</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 公益法人に係る事務の総括に関する事項</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) その他他の部局等の所掌に属しない事項</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局を置く。</p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>大規模な営繕(県立社会福祉施設の新築及び増築を除く。)</u>に関する事項<u>(施工監理に関する事項を除く。)</u></p> <p>(6) 職員の人事及び厚生福利に関する事項</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項</u></p> <p>(13) その他他の部等の所掌に属しない事項</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

(1)~(4) 略

(5) 男女共同参画社会に関する事項

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 国内交流の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第6条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(生活環境部の所掌事務)

第7条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(5) 略

(6) 自然公園に関する事項

(7) 景観形成の推進に関する事項

(8) 都市計画及び建築に関する事項

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(商工労働部の所掌事務)

第8条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 産業技術に関する事項

(4)~(7) 略

(県土整備部の所掌事務)

第10条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(1)~(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自然公園に関する事項

(4) 景観形成の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第6条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 大規模な営繕(県立社会福祉施設の新築及び増築に限る。)に関する事項(施工監理に関する事項を除く。)

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(生活環境部の所掌事務)

第7条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 男女共同参画社会に関する事項

(10) 略

(11) 略

(商工労働部の所掌事務)

第8条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 産業技術に係る研究開発に関する事項

(4)~(7) 略

(県土整備部の所掌事務)

第10条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 都市計画に関する事項

(5) 略

(6) 略

(行政監察監の所掌事務)

第11条 行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項とする。

(雑則)

第12条 略

(7) 建築に関する事項

(8) 営繕に関する事項(施工監理に関する事項及びその他の事項で大規模な営繕に係るもの以外のものに限る。)

(雑則)

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

2 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 福祉保健に関する事務</p> <p>(8)~(10) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 福祉保健に関する事務(米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを除く。)</p> <p>(8)~(10) 略</p>

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p><u>第2条の2 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に關与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</u></p> <p>(選定基準)</p> <p>第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の<u>指定管理候補者</u>を選定するものとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>(選定基準)</p> <p>第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の<u>指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)</u>を選定するものとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

